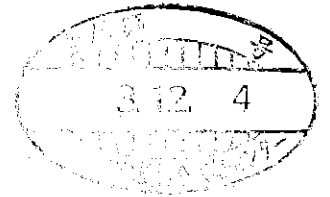


事 務 連 絡
令和3年12月13日



各関係機関・団体等
担当者 殿

三重労働局労働基準部賃金室長

三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定について

平素は、労働行政の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、4業種の三重県特定（産業別）最低賃金が、令和3年12月21日から効力が生じることとなりました。
つきましては、ポスター・リーフレットを作成しましたので、周知にご協力をお願いします。

担当者

三重労働局労働基準部賃金室 久保田・牧野

電 話 059-226-2108

FAX 059-226-2117